

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）内に居住する高齢者等に対し自動録音機能付電話機又は外付け録音機を購入する際に必要となる費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助することにより、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定多数の者に電話をかける等して対面することなく指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等を不正に詐取する行為をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 電話の通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 自動録音機能付電話機 前2号の機能を備える固定電話機をいう。
- (5) 外付け録音機 第2号及び第3号の機能を備え、固定電話機に接続して使用する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年3月31日までに満65歳以上となる者又は当該者と生計を一にし、かつ、同居する世帯員であって次条に規定する機器を購入する者のうち次に掲げる要件全てを満たすものとする。ただし、当該者が令和7年3月31日までに満65歳未満であっても、認知症のおそれがある等の事由により、町長が必要と認める場合は補助対象者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 当該65歳以上である者又は町長が必要と認める者が町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員等（播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する関係機関等をいう。）でないこと。
- (4) 令和6年4月1日以降に自動録音機能付電話機を購入した者であること。
- (5) 兵庫県警察から当該補助対象機器と同等機能を有する録音機等の貸与を受けていないこと。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものであって補助対象者が購入し、自宅で使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に掲げる自動録音機能付電話機及び外付け録音機
- (2) 推奨品目録に記載のない機器であって、着信前自動警告機能及び自動録音機能をいずれも備えるものとして町長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入（オークション、フリーマーケットその他の手段による個人売買での購入を除く。）に要した費用とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費と次の各号に掲げる補助対象機器の区分に応じ当該各号に定める上限額とを比較し、いずれか低い方の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 補助対象機器のうち固定電話機 10,000円
- (2) 補助対象機器のうち外付け録音機 5,000円

2 補助金の交付は、前項のいずれかの補助対象機器につき1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる資料を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の補助対象機器を購入したことがわかる書類の写し
- (2) 購入した補助対象機器のメーカー名、品名及び防犯機能がわかるカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 補助金の振込先口座及び口座名義人がわかる書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付決定（却下）通知兼振込み通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象機器について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定を受けた者は、当該補助対象機器について購入後6年間町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却、貸付け又は担保に供してはならない。

(調査への協力)

第11条 交付決定を受けた者は、町長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書

播磨町長 様

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金の交付を受けたいので、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、補助金を請求します。また、交付決定にあたって補助対象者の要件の確認のため町が私の住民登録の状況や町税の納税状況等を調査することについて同意します。

1 記入事項（下の項目を全て記入し、押印してください。）

(1) 申請者（65歳以上の方又は同一世帯の方）

住所	〒 加古郡播磨町		
(ふりがな)		電話番号	() -
氏名	Ⓜ	番号	※購入した機器に繋がる番号を記入

(2) 対象となる65歳以上の方（代表者）

(ふりがな)		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※申請者と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	
氏名		年齢	満 歳（令和7年3月31日時点）
生年月日	大正・昭和 年 月 日		

(3) 購入機器

購入年月日	年 月 日	機器の種類	<input type="checkbox"/> 自動録音機能付電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください
メーカー名・製品名		品番	
購入金額	円（税込み）	機器の購入費のみ（設置費等は対象外）	
補助額	円	上限：自動録音機 10,000 円、 外付け録音機 5,000 円 ※購入額と上限額のいずれか低い方の金額を記入 してください（100円未満は切捨て）	

（裏面に続く。）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書

播磨町長 様

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金の交付を受けたいので、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、補助金を請求します。また、交付決定にあたって補助対象者の要件の確認のため町が私の住民登録の状況や町税の納税状況等を調査することについて同意します。

1 記入事項（下の項目を全て記入し、押印してください。）

(1) 申請者（65歳以上の方又は同一世帯の方）

住所	〒 加古郡播磨町		
(ふりがな)		電話番号	() -
氏名		☑	※購入した機器に繋がる番号を記入

(2) 対象となる65歳以上の方（代表者）

(ふりがな)		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
氏名		※申請者と同じ場合は☑を入れてください	
生年月日	大正・昭和 年 月 日	年齢	満 歳（令和7年3月31日時点）

(3) 購入機器

購入年月日	年 月 日	機器の種類	<input type="checkbox"/> 自動録音機能付電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機 ※いずれかに☑を入れてください
メーカー名・製品名		品番	
購入金額	円（税込み）	機器の購入費のみ（設置費等は対象外）	
補助額	円	上限：自動録音機 10,000 円、 外付け録音機 5,000 円 ※購入額と上限額のいずれか低い方の金額を記入 してください（100 円未満は切捨て）	

（裏面に続く。）

(裏面)

(4) 振込先口座 (①又は②のいずれか1つを記入ください。)

申請者と口座名義人が異なる場合は、当補助金の受領を口座名義人に委任します。
※補助金の受領を口座名義人に委任する場合はを記入してください。

①金融機関(ゆうちょ銀行以外)

金融機関名		銀行・信用金庫・ 信用組合・農協		支店・本店・ 支所・出張所						
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を 入れてください	口座番号								
口座名義人	※必ずカタカナではっきりと記入 してください									

②ゆうちょ銀行(郵便局) ※通常貯蓄貯金への振り込みはできません ※支店名不要

記号	1					0	—	番号												1
口座名義人	※必ずカタカナではっきりと記入 してください																			

2 関係書類 (この申請書と一緒に提出が必要なもの)

- (1) レシート、領収書等補助対象機器を購入したことがわかる書類の写し (宛名は必ず申請者本人であること。)
- (2) 購入した補助対象機器のメーカー名、品名及び防犯機能がわかるカタログ又は取扱説明書の写し (購入機器に○印を入れてください。)
- (3) 通帳、キャッシュカード等補助金の振込先口座及び口座名義人が分かる書類の写し (銀行名、支店名、口座番号及び名義人が分かるページ) ※(3)のみ提示でも可

3 誓約事項 (内容を確認のうえ、を記入してください。)

- 暴力団員等(播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する関係機関等をいう。)ではありません。
- 兵庫県警察からこの補助対象機器と同等機能を有する録音機等の貸与を受けておりません。
- オークション、フリーマーケット等による個人売買での購入ではありません。
- 補助対象機器について購入後6年間補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却、貸付け又は担保にはしません。

様

播磨町長

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付決定(却下)通知書兼振込み通知

年 月 日付で申請のあった播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金の交付につきまして、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付決定 <input type="checkbox"/> 却下
購 入 し た 機 器	<input type="checkbox"/> 自動録音機能付電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機
メーカ名・製品名	
購 入 年 月 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
振 込 み 予 定 日	年 月 日
却 下 理 由 (却下の場合のみ記入)	

様

播磨町長

播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定を行った播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、播磨町自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

購入した機器	<input type="checkbox"/> 特殊詐欺対策電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機
メーカー名・製品名	
購入年月日	年 月 日
補助対象経費	円
補助金交付取消額	円
取消の理由	